

## 聖路加国際病院病院運営会議規程

### (設置)

第1条 聖路加国際大学の附属施設である聖路加国際病院の健全かつ効率的な運営を図るため、病院運営会議（以下「会議」という）を置く。

### (所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 聖路加国際病院各事業体の運営方針の立案・協議。
- (2) 聖路加国際病院各事業体の経営管理・運営の実施に関する審議。

### (組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 聖路加国際病院院長
- (2) 学長
- (3) 聖路加国際病院副院長
- (4) 聖路加国際病院附属クリニック所長
- (5) 聖路加国際病院訪問看護ステーション所長
- (6) 聖路加助産院 マタニティークアホーム所長
- (7) 聖路加メディローカス所長
- (8) 薬剤部長（医薬品安全管理責任者）
- (9) コメディカル部長
- (10) 常務理事
- (11) 法人事務局長
- (12) 病院事務部長
- (13) 総務部長
- (14) 医療安全管理室長（医療安全管理責任者）
- (15) 臨床工学科マネジャー（医療機器安全管理責任者）
- (16) その他、聖路加国際病院院長が必要と認めた者（議長）

第4条 会議の議長は、聖路加国際病院院長とする。

- 2 議長は、会議を代表し会務を総括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 会議は、原則として毎週1回開催するものとし、必要があるときは臨時に開催することができる。

- 2 前項にかかわらず、第3条第2号の構成員は、毎月初に開催される会議に出席するものとする。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 議長は、必要があると認めたときは、委員外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (事務)

第6条 会議に関する事務は、法人事務局で行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改定：2015年4月27日（規程名称、第3条・組織、第4条・議長、第7条・改廃）
- 3 改定：2015年6月16日（全面改定）
- 4 改定：2016年4月1日（規程名称、第6条・事務）
- 5 改定：2017年4月1日（第1条・設置、第3条・組織、第6条・事務、第7条・改廃）
- 6 改定：2019年10月1日（第3条・組織）